

社保協が本庁の「生活保護課」と懇談(交渉)



北九州市社会保障推進協議会は、毎年実施している保護課との懇談を行いました。社保協からは、高木健康会長を始め、病院のソーシャルワーカー、出口成信市議、小倉生健会も参加しました。保護課からは、3人の係長が参加しました。

■利用者が死亡した場合の保護費

入院中におむつを使用していた保護利用者が亡くなった場合、死亡後に、おむつ代を請求したが「死亡した場合は保護費から費用は出ません」と言われる。すると、おむつ会社や、病院が肩代わりをすることになります。
◇社保協：以前、生前に請求していたら費用がでた。出るのではないか。
◇保護課：生前に請求していたら費用は出ます。

■カウンターに申請用紙を置け

◇社保協：「カウンターに申請用紙を置け」という社保協の主張に、市の回答は「生活保護が適用にならない方に対しても金融機関や扶養照会の調査を行っている間“他の福祉施策”の活用が遅れる」とあるが、カウンター

に置いて金持ちが申請しても、保護を“却下”すればいいだけで、お金持ちの調査をする必要はない。
◇保護課：・・・・・・。

■法律どおり、14日以内に要否判定を

◇社保協：保護決定までに14日以上かかっているがなぜか。
◇保護課：金融機関の調査の回答が遅れたものが一番多かった。
◇社保協：扶養照会は回答を待たずに決定している。金融機関調査も、回答を待たずに決定し、預貯金が見つかったら精算をすればいいだけだ。保護決定後、預貯金が判明した件数はいくらか。
◇保護課：ゼロではない。
◇社保協：その程度の件数なら、なおさら金融機関の調査待ちをやめて、法律どおり14日以内に要否判定をすべきだ。

■違法な事前審査・水際作戦を改めよ

◇社保協：保護の相談（多くが申請）者の中で、保護の申請ができた“申請率”は、2021年は45%で、約半数が追い返されている。これは、相談と言う名の違法な“事前審査”や、申請させずに追い返す“水際作戦”だ。
申請した45%の93%が保護決定（決定率）している。“決定率”が高いのは、“事前審査”をしているからだ。
◇保護課：ひと月に二度相談に来た同じ人を相談者「2」とカウントしている。
◇社保協：何度も追い返しているから、何度も行くのだ。

えっふん

冬の“シャワー”はつらいよ

福岡県の名湯である二日市温泉の老舗“大丸別荘”でお湯の入れ替えを年に2回しか行っていなかったとして、刑事事件になり、社長が自殺するという痛ましい事態になりました。

“大丸別荘”は、超高級旅館でネットで調べてみると一泊二日で数万円もします。これにお酒などを加えると更に金額は上がると思われま

す。一方、家にお風呂がない世帯も多い。お風呂があっても、最近の物価高・電気代高騰のなか、湯舟にお湯をためてお風呂に入るのはもったいないので、シャワーで済ませているという話を聞きました。

そこで筆者も試してみましたがとても寒かったです。まず、浴室が寒い。お湯のぬくもりが全くないため衣服をぬぐと寒い。浴槽に入る

と冷えきっていて寒い。シャワーのコックをひねると冷たい水が出てきて足に跳ねて寒い。しばらくするとお湯が出てくるが、お湯が当たっているところはいいがやはり寒い。

シャンプーで頭を洗い石鹸で身体を洗うが寒い。少し温度を上げて体を温めてシャワーを止めた瞬間グッと身体が冷えて寒い。急いで身体を拭いても寒い。下着をつけて浴室から出て

も、それは2月ぐらいまでの話で、少し気温が上がると暖かくなるとシャワーもなかなかいいと思いました。

最近の若者はシャワーで済ます人が多いとも聞きますが、たまには、温泉でゆっくり入浴を楽しみたいものです。



“連帯保証人”と“普通の「保証」”は全く違います

友人やお世話になった方から保証人を頼まれるケースが時々あります。保証には、単なる「保証」と「連帯保証」、そして「根保証」があります。

普通の「保証」の場合、保証人は支払いを求められても「まず借りた人に請求して」と言えます。一方 連帯保証人は借りた人と同じ義務を負いますので、支払いを求められたら支払義務が発生します。ほとんどが連帯保証契約なので注意が必要です。

筆者も、「保証人にだけはなるな」と親から言われていたが、一度、市営住宅の保証人になり、4か月分の家賃を肩代わりしたことがあります。

成人年齢が変わり、18歳から保証人になれるようになりました。18歳は進学や就職などで子どもが実家を離れることが多い年齢です。これまで親に頼んでいた契約をすることになります。

友人から「部屋を借りる時の保証人(実は連帯保証人)になってくれないか」と頼まれて気軽に引き受け、突然家賃支払いや原状回復の請求が来てあわてても後のまつりです。

親としては連帯保証人になることのリスクを子どもにしっかり伝え、連帯保証人を引き受けることも、他人に依頼することも考えて行うよう注意しておくことが大切です。



小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために

